

京都労働局発表
平成20年12月26日
午後4時発表

担	京都労働局総務部企画室 室長 吉岡 章 室長補佐 鈴木正和
当	TEL 075-241-3212

第2回京都労働局緊急雇用対策本部会議の開催結果について

京都労働局緊急雇用対策本部（以下「対策本部」という。）は、平成20年12月11日に設置し、12月15日には京都府、京都市、雇用・能力開発機構京都センターの参加を得て拡大改組したところです。

本日、第2回対策本部会議を開催し、下記の事項を確認・決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 開催日時 平成20年12月26日（金） 午前9時～10時30分
- 2 開催場所 京都労働局会議室（6F）
- 3 確認・決定事項
 - （1）非正規労働者の雇止め・解雇及び新規学卒者の内定取消しの状況（別紙1）
 - （2）住宅関連及び相談窓口の取組状況（別紙1）
 - （3）（財）日本人材派遣協会関西地域協議会に対する派遣労働者の雇用維持等に向けた要請活動の実施（別紙2）
 - （4）派遣労働者の契約打切り等の事案が発生した派遣先・派遣元事業所に対する雇用維持等に向けた要請・指導を、京都府と連携・共同して実施しているところであり、必要に応じて京都市とも連携して、引き続き実施する。
〔実施分〕12月12日（派遣先1社）、12月25日（派遣先3社、派遣元9社）
12月26日（派遣先2社、派遣元10社）
 - （5）大型倒産、大量整理解雇等事案が発生した場合は、整理解雇に関しては離職予定者の就労支援に止まらず、雇用維持等に向けた人員削減の必要性、解雇回避措置等の確認指導を実施する。また必要に応じて京都府及び京都市と連携・共同して実施する。
 - （6）臨時・緊急対応として、年末において、特別相談窓口（職業相談、労働条件特別相談、総合労働相談）を開設し、非正規労働者等の職業相談、各種労働相談に対応する。（別紙3）
 - （7）京都労働局、京都府は年末において、それぞれ特別相談窓口を開設し、京都市においてはホームレス対策として中央保護所を年末年始開庁することとしていることから、必要に応じて相互の窓口案内等の連携を図る。（別紙3、4）
 - （8）京都府における地域機関等での臨時職員の雇い入れについて、ハローワークと協力して実施する。
 - （9）雇用促進住宅、京都府営住宅、京都市営住宅の入居受入について、空き情報等について京都労働局、京都府及び京都市で相互に情報提供を行う。（別紙5）

平成20年12月26日
京 都 労 働 局

【非正規労働者の雇止め・解雇状況及び新規学卒者の内定取消し状況】

○非正規労働者の雇止め・解雇状況（平成20年12月19日現在）

*本年10月から来年3月までに実施済み又は実施予定分

全数：1,635人（15事業所）

（内訳）

派遣労働者 1,336人（8事業所）

期間工等 260人（5事業所）

その他 39人（2事業所）

（注）A社において派遣、期間工の雇止めを行った場合は、それぞれにカウントされている。

○新規学卒者の内定取消し関係（平成20年12月22日現在）

合計：9校、15名

（内訳）

大学等6校、9人

専修学校等3校 6人

【住宅関連及び相談窓口の取組状況】

○雇用促進住宅貸付関係（12月15日～24日までの状況）

入居斡旋機関：（財）雇用振興協会 大阪支所

・入居相談件数 57件

・入居申請件数 12件

○住宅資金等の融資関係（12月15日～24日までの状況）

融資機関：近畿労働金庫（御池支店）

・融資相談件数 53件

・融資申請件数 1件

○内定取消し等に係る特別相談窓口関係（平成20年11月28日～12月22日までの状況）

設置日：平成20年11月28日

設置場所：ハローワーク西陣烏丸御池プラザ（若年相談コーナー）

・相談件数17件（うち内定取消しに係るもの15件）

○労働条件特別相談窓口関係（平成20年12月9日～18日までの状況）

設置日：平成20年12月9日

設置場所：企画室及び7監督署（駅前コーナーを除く）

・総合労働相談件数：573件

・個別労働相談件数：205件（うち解雇75件、雇止め20件）

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の景気動向を見ますと、米国に端を発した世界的な金融危機は、我が国の実体経済にも影響を及ぼしており、景気の弱まりに伴い雇用失業情勢は下降局面を迎えているところです。こうした状況下にあつて、派遣労働者等の非正規労働者を中心に契約期間満了に伴う契約の不更新や契約期間満了前の契約解除による大量離職の発生が懸念されているところです。

このため、近畿の各労働局では、各管轄内の経済団体等に対して、経営環境の変化により事業規模の縮小を余儀なくされる場合であっても、できる限り雇用の安定に努めて頂くよう要請を行っております。

つきましては、派遣元事業主各位におかれましても、厳しい経営環境等の事情を抱えておられることとは存じますが、派遣契約と労働契約は別であり、派遣契約が解除されたからといって、即座に派遣労働者を解雇できるものではないことをご理解の上、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に定められた下記事項が会員企業において徹底されるよう、その周知についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、契約期間満了に伴い労働者派遣契約が更新されない場合であっても、有期労働契約の雇止めについては一定の基準が定められており、また、裁判例によれば、反復更新の実態等の状況に照らし、解雇に関する法理の類推等により解雇が認められない場合がありますので、雇用主である派遣元事業主が派遣労働者の雇用維持に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、貴団体並びに会員企業の益々のご発展をお祈り申し上げます。

記

- 労働者派遣契約が中途解除される場合は、派遣先と連携して、派遣先の関連会社での就業のあっせんを受けるなど、派遣労働者の新たな就業機会を確保すること。
- 労働者派遣契約が中途解除され、やむを得ず派遣労働者を解雇しようとする場合には、労働基準法等に基づく責任を果たすこと。

平成20年12月25日

社団法人 日本人材派遣協会
関西地域協議会 会長殿

滋賀労働局長
京都労働局長
大阪労働局長
兵庫労働局長
奈良労働局長
和歌山労働局長

京都労働局における年末緊急特別相談窓口

1 ハローワークにおける年末緊急職業相談・年末緊急総合労働相談

ハローワークにおいて、年末緊急職業相談の窓口を開設し、非正規労働者等に対する職業相談を実施するとともに、年末緊急総合労働相談コーナーを特設し、職業相談等に来所した者に対してワンストップで総合労働相談を実施します。

[相談窓口開設日・時間]

平成20年12月29日(月)及び30日(火) 10:00~17:00

[提供サービス]

(ハローワーク)

○職業相談、求人情報の提供、住宅確保に係る相談

(総合労働相談コーナー)

○労働基準法等の法令に関する情報提供をはじめとする職場に関する不安や疑問に対する相談

○解雇・雇止めの合理性を判断する場合の要件や不利益変更の手続き的な妥当性等に関する民事上の個別労働相談

[窓口開設ハローワーク・総合労働相談コーナー]

○ハローワークプラザ烏丸御池

京都市中京区烏丸御池上ル 北西角 明治安田生命京都ビル1F

Tel 075-255-1161

2 労働基準監督署における年末緊急労働条件特別相談

労働基準監督署において、年末緊急労働条件特別相談窓口を開設し、解雇、雇止め、賃金不払等が行われた非正規労働者等に対する労働条件相談を実施します。

[相談窓口開設日・時間]

平成20年12月29日(月)及び30日(火) 10:00~17:00

[提供サービス]

○解雇・雇止め、労働条件の引き下げ等に係る労働契約法の内容や裁判例等についての情報提供

○解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある事案に対する相談の対応

[窓口開設労働基準監督署]

○京都下労働基準監督署

京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60番地 日本生命四条ビル5F

Tel 075-254-3195

年末緊急相談窓口の開設について

1. 開設期間 12月27日(土)～12月30日(火)

※ 年始は1月5日(月)から

2. 開設窓口一覧

	窓 口	開設日時	開設場所
雇用・労働相談	① 非正規労働者緊急就業相談コーナー	27日(土) 9時～17時 28日(日) 9時～17時 (28日は問い合わせ対応のみ) 29日(月) 9時～19時 30日(火) 9時～19時	・京都ジョブパーク総合相談窓口 (南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階) 電話 075-682-8915
	② 非正規労働者ホットライン	27日(土) 9時～17時 28日(日) 休 み 29日(月) 9時～19時 30日(火) 9時～19時	<27日> ・京都中小企業労働相談所 (南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階) 電話 0120-786-604 <29日、30日> ・京都ジョブパーク総合相談窓口 電話 075-682-8915
	③ 非正規労働者を対象とした緊急雇用相談	27日(土) 9時～17時 28日(日) 9時～17時 29日(月) 9時～19時 30日(火) 9時～19時	・京都ジョブパーク総合相談窓口 電話 075-682-8915 ・各広域振興局 (詳細は「別紙1」のとおり)
生活	④ 住宅相談	27日(土)～30日(火) 9時～17時	建設交通部住宅課 (京都府庁2号館5階) 電話 075-414-5366
経営	⑤ 緊急経営相談ホットライン	27日(土)・28日(日) 9時～17時	京都府産業支援センターお客様相談室内 (下京区中堂寺南町134 七本松通五条下ル) 電話 075-315-8660

都 市 計 画 局
(魁 住宅室住宅政策課 222-3631)

「解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方への市営住宅の提供」

年末年始のお問合せ・臨時窓口について

本件については、年末年始の12月27日～1月4日の間、引き続き、「京都いつでもコール」に毎日お問合せいただけます。また、12月29・30日には緊急の相談・申込に対応できるよう臨時窓口を開設します。

◎年末年始の問合せ先

京都市市政情報総合案内コールセンター「京都いつでもコール」

開設日時 平成20年12月27日(土)～平成21年1月4日(日)

午前8時～午後9時

電話(075)661-3755, FAX(075)661-5855

*申込み窓口は京都市住宅供給公社お客様窓口になります。

◎臨時窓口の開設

日 時 平成20年12月29日(月)・30日(火) 午後2時～5時

申込場所 京都市住宅供給公社お客様窓口(河原町三条上ル 京都朝日会館3階)

電話(075)223-2701

<参考>

◆市営住宅の提供対象者

一時入居の対象者は、京都市内に住所又は解雇前の勤務先があり、平成20年12月1日以降に雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされた方又はその同居の親族の方。ただし、入居(同居)しようとする方が暴力団員である場合は入居できません。

◆提供する住宅と使用条件

(1)提供する住宅 桃陵市営住宅(伏見区東奉行町 他)

石田東市営住宅(伏見区石田大山町)

石田西市営住宅(伏見区石田内里町)

(2)戸 数 19戸

(3)期 間 入居日から原則として1年以内

(4)家 賃 (桃 陵) 11,800円～13,700円(2K, 2DK, 3K)

(石田東, 石田西) 13,000円～14,800円(2K, 2DK)

(5)敷金・保証金 不要

(6)設 備 浴室はありません(近隣に銭湯があります。)

◆申込みの受付

先着順に随時受け付けます。

◆申込みに必要な書類等

(1)本人及び同居者の確認ができる公的証明(免許証, 世帯全員の住民票等)

(2)離職退去者であることを客観的に証明する書類等の写し

ア 離職票, 解雇通知等解雇されたことが明確に証明できる書類の写し

イ 雇用されていた会社から社員寮等を退去するように求められた書類の写し

(3)印鑑